

奈良県告示第三百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第一項の規定により、平成三十年一月四日次の表の上欄の者の北村土地改良区の設立認可申請は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年一月十二日

奈良県知事 荒井正吾

申請者	事業計画	縦覧期間及び場所
奈良市北村町五七七番地 北村土地改良区 設立申請人 代表 小林 康裕	一 県営ほ場整備事業（北村地区）の推進業務 二 県営ほ場整備事業（北村地区）で造成される土地改良施設の維持管理	平成三十年一月十五日から同年二月五日まで 奈良市役所